

別表 1 - 1

| 一部を公開することとした行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 | 公開しない理由 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認標章交付台帳 ・ 放置車両確認等事務日報 ・ 放置違反情報詳細 ・ 郵便物発送記録簿 ・ 文書管理簿 ・ 弁明審査結果伺書 ・ 弁明書受理簿 ・ 身上調査照会回答書 ・ 預貯金の調査依頼について ・ 預貯金の調査回答書 ・ 放置違反情報検索結果 ・ 滞納処分執行伺 ・ 金融機関の預貯金の調査証 ・ 債権差押通知書 ・ 差押調書 ・ 配当計算書 ・ 不服申立書の送付等について ・ 審査請求に係る放置違反金の滞納処分等の経緯等について ・ 裁決書(写し)の送付について | <ul style="list-style-type: none"> ○ 確認標章交付・返納日時、巡回日時、巡回路線・区域、巡回ランク等 | <p>条例第8条第2項第2号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、駐車監視員による巡回日時等が記録されており、これらを公にすることにより、駐車監視員による放置違反確認事務から逃れようとする者をして、同行為を容易ならしめることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警部補(同相当職を含む。)以下の警察職員の氏名及び印影 | <p>条例第8条第2項第3号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記録されており、これらを公にすることにより、当該警察職員等及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人の氏名、住所、郵便番号、生年月日、住民票登録等状況、法人従業員の印影、弁明書及び弁明内容、審査請求書及び審査請求内容 ○ 駐車監視員の氏名及び印影 | <p>条例第9条第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、個人の氏名、住所等が記録されており、これらは特定の個人を識別できる個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本情報、使用者情報、運転者情報、車両情報、検挙情報及び画像イメージ | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、放置違反車両が法人名義の車両であった場合、法人名義の車両が道路交通法に違反した状況等が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。</p> <p>条例第9条第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、放置違反車両が個人名義であった場合、特定の個人が道路交通法に違反した状況等が記録されており、これらは特定の個人を識別し得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放置違反金に関する通知等状況及び違反金納付等状況 | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、放置違反車両が法人名義の車両であった場合、当該事業者に係る放置違反金に関する通知等状況及び違反金納付等状況が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。</p> <p>条例第9条第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、放置違反車両が個人名義であった場合、特定の個人に係る放置違反金に関する通知等状況及び違反金納付等状況が記録されており、これらは特定の個人を識別し得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、放置違反金に関する通知等状況及び違反金納付等状況が記載されており、これらを公にすると、警察が行っている当該違反に係る措置等の状況を違反者等に対し知らせることとなり、これにより違反者等に対抗措置等を取られるおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の名称及び住所 | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)には、法人の名称及び住所が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| ○ 弁明審査結果及び滞納処分執行に関する情報 | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、放置違反車両が法人名義の車両であった場合、当該事業者に係る弁明審査結果及び滞納処分執行に関する情報が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。</p> |
| | <p>条例第9条第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、放置違反車両が個人名義であった場合、特定の個人に係る弁明審査結果及び滞納処分執行に関する情報が記録されており、これらは特定の個人を識別し得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。</p> |
| | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、弁明審査結果及び滞納処分執行に関する情報が記録されており、これらは警察が行う取締等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。</p> |
| | <p>条例第8条第2項第2号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、弁明審査結果及び滞納処分執行に関する情報が記載されており、これらは犯罪の予防、鎮圧に関する手法、体制、方針等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> |
| ○ 警察電話番号 | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、警察電話番号が記録されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。</p> |
| ○ 照会宛先及び照会先を特定し得る情報 | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、照会宛先及び照会先を特定し得る情報が記載されており、これらを公にすると、関係者等から不当な要求や圧力等により、当該照会先への不法な侵害を招くおそれがあり、それにより、照会に対する回答を躊躇し必要な情報が得られなくなるなど、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。</p> |
| ○ 口座番号及び当該口座番号に関する情報 | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、特定の口座番号及び当該口座番号に関する情報が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。</p> |
| | <p>条例第9条第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書（非公開部分）には、特定の口座番号及び当該口座番号に関する情報が記録されており、これらは特定の個人を識別できる個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。</p> |

別表1-2

| 一部を公開することとした行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 | 公開しない理由 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入調定伺書 ・ 受入調定取消伺書 ・ 調定伺書 ・ 払出命令伺書 ・ 現金徴収状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警部補(同相当職を含む。)以下の警察職員の印影 | <p>条例第8条第2項第3号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、警部補以下の警察職員の印影が記録されており、これを公にすることにより、当該警察職員等及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 納入義務者の氏名、住所、調停額等 | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、納入義務者の法人の名称及び住所等が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。</p> |
| | | <p>条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、納入義務者の氏名、住所等が記録されており、これは特定の個人を識別できる個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放置違反金に関する調停状況等 | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、放置違反金に係る調停状況等が記載されており、これらを公にすると、放置違反金に係る調停状況等を違反者等に知らしめることとなり、これにより違反者等に対抗措置等を取られるおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する。</p> |
| | | <p>条例第8条第2項第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、放置違反車両が法人名義の車両であった場合、当該事業者に係る放置違反金に関する調停状況等が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第8条第1項第1号に該当する。</p> |
| | | <p>条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、放置違反車両が個人名義であった場合、特定の個人に係る放置違反金に関する通知等状況及び放置違反金納付等状況が記録されており、これらは特定の個人を識別し得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> |

別表2

| 一部を公開することとした行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 | 公開しない理由 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認標章交付台帳 ・ 放置車両確認等事務日報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 確認標章交付・返納日時、巡回日時及び巡回路線・区域 | <p>条例第8条第2項第2号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、駐車監視員による巡回日時等が記録されており、これらを公にすることにより、駐車監視員による放置違反確認事務から逃れようとする者をして、同行為を容易ならしめることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車監視員の氏名及び印影 | <p>条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)には、駐車監視員の氏名等が記録されており、これらは特定の個人を識別できる個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> |

別表 3

| 一部を公開することとした行政文書の名称 | 公開しないことと決定した部分 | 公開しない理由 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 放置違反情報詳細 ・ 画像ファイル一覧 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本情報、使用者情報、運転者情報、車両情報、検挙情報及び画像イメージ | <p>条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当する。 本件行政文書（非公開部分）には、放置違反車両が法人名義の車両であった場合、法人名義の車両が道路交通法に違反した状況等が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。</p> |
| | | <p>条例第 9 条第 1 号に該当する。 本件行政文書（非公開部分）には、放置違反車両が個人名義であった場合、特定の個人が道路交通法に違反した状況等が記録されており、これらは特定の個人を識別し得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 違反金納付等状況 | <p>条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当する。 本件行政文書（非公開部分）には、放置違反車両が法人名義の車両であった場合、当該事業者に係る違反金納付等状況が記録されており、これらを公にすると、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当する。</p> |
| | | <p>条例第 9 条第 1 号に該当する。 本件行政文書（非公開部分）には、放置違反車両が個人名義であった場合、特定の個人に係る違反金納付等状況が記録されており、これらは特定の個人を識別し得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p> |
| | | <p>条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当する。 本件行政文書（非公開部分）には、違反金納付等状況が記載されており、これらを公にすると、警察が行っている当該違反に係る措置等の状況を違反者等に知らしめることとなり、これにより違反者等に対抗措置等を取られるおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。</p> |
| | | |